

労働環境の確認に関するアンケート結果

労働環境の確認を行った事業所を対象に、労働環境の確認などに関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重なご意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

1. 調査概要

- (1) 実施期間 令和元年7月～8月
- (2) 調査対象 建設工事
平成29・30年度に労働環境の確認を行った事業所
業務委託
平成30年度に労働環境の確認を行った事業所
- (3) 回答数 建設工事 17者（回答率56.7%）
業務委託 9者（回答率90.0%）
- (4) アンケート結果（抜粋）

建設工事

- ① 制度について一定程度理解できているとする回答でした。（問2）
- ② 労働者への周知方法は工事現場等への掲示、下請負者への要請は口頭による要請がそれぞれ約半数の回答でした。（問3、問4）
- ③ 対象案件となったことで労働者の生活の安定につながる効果がある・今後効果があると考えるとの回答が約半数でした。（問6）
- ④ 労働環境確認書の関係書類等の提出について、事務手続きが増加・複雑になる可能性があるとの回答が半数以上ありました。（問10）

業務委託

- ① 制度について一定程度理解できているとする回答でした。（問2）
- ② 労働者への周知方法は作業所等への掲示が半数以上の回答でした。（問3）
- ③ 対象案件となったことで、今後業務の質の向上につながるとの回答が半数以上でした。（問7）
- ④ 労働確認書の関係書類等の提出について、事務手続きが増加するとの回答が約半数ありました。（問10）

(5) アンケート結果の評価及び課題

アンケート結果から、公契約制度について一定程度理解いただいております。制度の実施により契約に携わる労働者の労働環境の整備及び公共事業の品質の確保に寄与できたと考えております。また、労働者への周知方法は工事現場・作業場等への掲示となっており、監督職員が現場で直接確認をすることとしております。

一方、下請負者への要請は口頭による要請が約半数となっており、労働環境確認書を活用していただくよう周知していきたいと思います。また、労働環境確認書の関係書類等の提出について、事務手続きが増加・複雑になる可能性があるとの回答が半数以上ありましたので、負担にならない方法を検討していきたいと考えております。

今回は、公契約条例が適用される前の労働報酬下限額が設定されていない要綱に基づいて対象となった業者に実施したアンケートとなっておりますので、今後は、労働報酬下限額の設問についてもアンケートを行いたいと考えております。また、下請負業者や全ての労働者の方まで、きちんと制度が周知され、理解されていることが重要になってきますので、受注者のみではなく下請負業者や労働者向けのアンケートの実施についても検討していきたいと考えております。